

ID: 417

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	改修工事の施行命令		
例規名 根拠条項	長門市営湯本温泉条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第193号		
<p>【根拠条文】 (改修工事) 第9条 市長は、受湯設備について改修の必要があると認めたときは、配湯許可業者に対しその改修工事の施行を命じることができる。この場合において、その工事に要した費用は、配湯許可業者の負担とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日